

答申第 158 号

平成 16 年 2 月 12 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 9 月 20 日付けで諮問された教育庁における職務専念義務免除申請許可書等一部非公開の件（諮問第 118 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

(1) 実施機関が、平成4年度から平成6年度までの職務専念義務免除承認申請書、営利企業等従事許可申請書及びそれらの添付書類は、廃棄したため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

(2) 平成7年度から平成12年度までの職務専念義務免除承認申請書、営利企業等従事許可申請書及びそれらの添付書類について不服申立ての対象となった情報のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

ア 特定の社団法人主催の情報教育シンポジウム及び特定の財団法人からの青年招へい合宿セミナーへの職員派遣依頼文書に記載された発信者の職・氏名

イ 特定の社団法人主催の情報教育シンポジウムのプログラムに記載された講師等の氏名

ウ 交通安全教育指導者中央研修会開催要項に記載された講師等の職・氏名

エ 公立学校建物の標準面積に関する調査研究(その2)委嘱要項に記載された小委員会及びワーキンググループの構成員の職・氏名

オ 第28回全国自治体職員サッカー選手権大会要項に記載された参加料納入先及び96ワールドカップ身体障害者アルペン競技大会への選手派遣の協力依頼に記載された負担金振込先の口座名に記載された団体名

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育庁(以下「教育庁」という。)における平成4年度から平成12年度までの職務専念義務免除承認申請書、営利企業等従事許可申請書及びそれらの添付書類(以下「本件行政文書」という。)を神奈川県教育委員会が平成12年8月31日付けで行った次の処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

ア 本件行政文書のうち、平成4年度から平成6年度までに係る文書(以下「本件公開拒否文書」という。)について、文書保存期間が満了したため廃棄したことにより存在しないとして、公開を拒んだ処分

イ 本件行政文書のうち、平成7年度から平成12年度までに係る文書(以下「本件一部非公開文書」という。)について、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号、第2号及び第4号に該当するとして非公開とした処分

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件公開拒否文書の存否について

実施機関は、本件公開拒否文書について、保存期間が満了したため不存在であるとして、公開拒否処分を行ったが、保存期間が満了したからといって文書をすぐに廃棄しているとは限らない。廃棄せずに文書が現実には保管されているのであれば、保存期間が過ぎていても文書不存在にすることなく公開すべきである。もし本当に廃棄したのであれば、廃棄したことを証明する文書があるはずである。

イ 本件一部非公開文書に関する条例第5条1号該当の点について

実施機関は、本件一部非公開文書に記載された公務員以外の者の職・氏名を条例第5条第1号に該当するとして非公開としたが、当該情報は公金管理に関する情報であるので、公開すべきである。

ウ 本件一部非公開文書に関する条例第5条第2号該当の点について

実施機関は、本件一部非公開文書に記載された参加料納入先並びに負担金振込先の金融機関名、支店(出張所)名、口座名、預金種別及び口座番号(以下「本件口座番号等」という。)を条例第5条第2号に該当するとして非公開としたが、食糧費支出に係る情報公開に関する訴訟で取引先金融機関の口座番号等の情報を非公開としたことを不当とした最高裁の判決があり、神奈川県でも公開している事例があるので、本件においても同様に判断して公開すべきである。

エ 本件一部非公開文書に関する条例第5条第4号該当の点について

実施機関は、本件一部非公開文書に記載された試験問題点検協力者の氏名、職務専念義務免除申請者の職・氏名、印影及び担当科目(以下「本件試験問題点検協力者名等」という。)を条例第5条第4号に該当するとして非公開としたが、当該情報を公開しても試験の適正な遂行の支障に

なるおそれはないので、公開すべきである。

オ その他

(ア) 実施機関は、情報公開を受けた県民が、公開請求により得た情報を不適正に使用するのではないかと疑って、非公開と判断すべきではない。

(イ) 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（教育庁管理部総務室）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件処分の概要について

本件行政文書は、教育庁における平成4年度から平成12年度までの職務専念義務免除承認申請書、営利企業等従事許可申請書及びそれらの添付書類である。実施機関は、このうち平成4年度から平成6年度までに係る文書は、文書保存期間が満了し、廃棄したことにより存在しないため、公開拒否処分を行った。また、平成7年度から平成12年度までに係る文書に記載された、公務員以外の者の職・氏名、本件口座番号等及び本件試験問題点検協力者名等を非公開とした。

(2) 本件公開拒否文書の存否について

ア 本件公開拒否文書は、神奈川県教育庁等行政文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）で、保存期間5年と定められている「職員の服務に関する文書（総務室及び教職員課の所掌するものに限る。）」に該当することから、本件公開拒否文書は、既に保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しない。

なお、同規程では、「職員の服務に関する文書で重要なもの（総務室及び教職員課の所掌するものに限る。）」は保存期間が10年と定められているが、これは政策方針や綱紀の方針に関するものなど非常に限られたものが該当するものであって、本件公開拒否文書は、これに該当しない。

イ 本件公開拒否文書のような人事関係書類については、過去の文書を参照する必要があることから、保存期間満了まで教育庁内で保管し、その

後教育庁で廃棄しているため、保存文書等引渡書は作成していない。したがって、個々の文書がいつ廃棄されたかを証明する文書は、保管していない。

(3) 本件一部非公開文書に関する条例第5条第1号該当性について

本件一部非公開文書に記載された公務員以外の者の職・氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、条例第5条第1号本文に該当する。また、国立大学の名誉教授の氏名については、過去に公務員であった者の情報ではあるが、既に大学を退官し名誉教授という肩書だけで報酬等も支払われておらず、雇用関係もないため、公務員ではないと判断し、非公開とした。

なお、学会が主催するシンポジウム等の情報の中には、市販の雑誌等で公表されているものもあるが、本件一部非公開文書に係るシンポジウムや研修会等における発表者等の情報は、そのような形で一般に公表されているものではない。

(4) 本件一部非公開文書に関する条例第5条第2号該当性について

本件一部非公開文書に記載された本件口座番号等は、第28回全国自治体職員サッカー選手権大会要項に記載された参加料納入先（以下「参加料納入先」という。）及び96ワールドカップ身体障害者アルペン競技大会への選手派遣の協力依頼に記載された負担金振込先（以下「負担金振込先」という。）である。これらは、法人等の取引口座に関する情報であって、当該団体の資金の流れ、取引内容及び活動状況等団体の経理状況や活動上のノウハウをうかがい知り得る情報であって、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第5条第2号に該当する。

(5) 本件一部非公開文書に関する条例第5条第4号該当性について

本件一部非公開文書に記載された試験問題点検協力者の氏名については、大学入試センターから、大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）の公正性確保のため、所属長その他一定範囲の関係者以外には非公開として取り扱うよう依頼されており、また、過去の試験問題点検協力者の氏名が判明すると、今後の試験問題点検協力者が類推されるおそれがある

り、センター試験の適正な遂行の支障になるおそれがある。

したがって、本件試験問題点検協力者名等は、公開することにより、センター試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、条例第5条第4号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、地方公務員法第35条により職務専念義務を負っている教育庁の職員が、任命権者に対して職務専念義務免除承認申請又は営利企業等従事許可申請(以下「許可申請等」という。)を行った際の申請書等及び添付書類のうち、平成4年度から平成12年度までに係る文書である。また、本件公開拒否文書は、本件行政文書のうち平成4年度から平成6年度までに係る文書であり、本件一部非公開文書は平成7年度から平成12年度までに係る文書である。

(3) 本件公開拒否文書の存否について

不服申立人は、実施機関は保存期間が満了したため不存在であるとして公開拒否処分を行ったが、保存期間が満了したからといって文書をすぐに廃棄しているとは限らず、廃棄せずに文書が現実に保管されているのであれば、保存期間が過ぎていても文書不存在にすることなく公開すべきである旨主張している。

これに対して、実施機関は、本件公開拒否文書は、文書管理規程で、保存期間5年と定められている「職員の服務に関する文書(総務室及び教職員課の所掌するものに限る。)」に該当することから、既に保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しないと説明している。

当審査会が調査したところ、許可申請等があった場合にそれらを具体的

に処理する事務は、教育庁管理部総務室が所掌していることが認められる。そして、本件公開拒否文書の内容は、職員の服務に関する事務を処理する上での重要な基本的事項や方針等が記載された文書というよりも、具体的な許可申請等を受けてそれら进行处理した際の伺い文書等であることが認められる。

当審査会で文書管理規程を確認したところ、平成4年度及び平成5年度に係る文書については、平成11年4月1日改正前の文書管理規程第47条第2項の「5年に属する文書の項」で「(7) 職員の服務に関する文書(総務室及び教職員課の所掌するものに限る。)」と規定されており、これに該当するものと解される。また、平成6年度に係る文書については、平成11年4月1日改正後の文書管理規程が適用されるが、同規程第55条第2項の「5年に属する行政文書の項」で「(7) 職員の服務に関する行政文書(総務室及び教職員課の所掌するものに限る。)」と規定されており、これに該当するものと解される。

以上のことからすると、本件公開拒否文書はいずれも5年保存文書に該当するものと認められるため、保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(4) 本件一部非公開文書について

ア 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

- a 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思わ

れるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

- b 非公開とされた情報のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

特定の社団法人主催の情報教育シンポジウム（以下「情報教育シンポジウム」という。）への職員派遣依頼文書に記載された発信者の職・氏名

情報教育シンポジウムのプログラムに記載された講師等の氏名

交通安全教育指導者中央研修会（以下「指導者研修会」という。）

開催要項に記載された講師等の職・氏名

特定の財団法人からの青年招へい合宿セミナーへの職員派遣依頼文書に記載された発信者の職・氏名

特定の財団法人の担当者名

公立学校建物の標準面積に関する調査研究（その2）委嘱要項に記載された小委員会及びワーキンググループ（以下「調査研究小委員会」という。）の構成員の職・氏名

第28回全国自治体職員サッカー選手権大会要項に記載された実行委員会の担当者の氏名

（イ）条例第5条第1号ただし書該当性について

- a 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは、公開するとされている。
- b 本件一部非公開文書のうち、上記（ア）bに掲げた情報は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、ウ又はエに該当しないと判断する。
- c 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

(a) 条例第 5 条第 1 号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

(b) 当審査会が調査したところ、上記（ア）b に掲げた情報のうち、については、情報教育シンポジウムの主催団体のホームページ上でその職・氏名が公表されていることが認められる。

また、については、国の国際協力事業を支援する公益法人である特定の財団法人が実施する事業の一環として行う青年招へい合宿セミナーに関して記載されたものであり、同セミナーは、経済、教育、社会開発等の分野において、各国で指導的立場にある 20 歳から 35 歳前後までの青年を対象として、全国的規模で参加者を募る性格のものである。したがって、当該発信者の職・氏名は当該法人を対外的に代表して職員の派遣を依頼するために記載された情報であると認められる。

したがって、及びについては、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められるので、同号ただし書イに該当すると判断する。

(c) 及びについては、各団体における事務担当者に係る情報であって、文書の送信先以外に一般的に公にする性格の情報ではないと認められるので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

(d) 、及びについては、シンポジウムや研修会での発表者や講師、特定課題の調査研究に従事する委員等に係る情報であるが、このうち、については、情報教育シンポジウムの協賛団体のホームページ上で過去のプログラムが当該情報を含めて公表されていることが認められる。

また、については、指導者研修会は、交通安全教育に関し各都道府県で指導的役割を果たしている教員等を対象とし、学校における交通安全教育の充実を図るため、国等が主催し、全国的な規模で行われる公的な研修会であって、単なる内部的な研修とは認められない。そして、当該情報は、交通安全教育を普及させることを目的

として講義等を行う者に係る情報である。こうしたことからすると、これらの者の職・氏名は、公開すべきであると解するのが相当である。

さらに、 に係る 調査研究小委員会は、事実上国から委嘱を受けて、国が実施する事務事業に関する事項について調査研究を行う組織であり、行政の意思形成と密接な関わりを持つ公的な性格のものであると認められる。したがって、調査研究小委員会の名簿に記載された構成員の職・氏名は、公開すべきであると解するのが相当である。

以上のことからすると、 から まで及び に掲げた情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められるので、同号ただし書イに該当すると判断する。

イ 条例第 5 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 5 条第 2 号本文該当性について

- a 条例第 5 条第 2 号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。
- b 本件口座番号等は、特定のサッカー連盟及び特定のスポーツ協会(以下「本件法人等」という。)の取引先金融機関における口座番号等であり、法人等に関する情報であると認められる。
- c 法人等の取引先金融機関における口座番号等に係る情報は、本来、当該法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に属する情報であって、知らせるべき相手方を限定する利益を有する情報であると考えられる。

しかしながら、当該法人等において当該情報を現実にそのような意図の下に管理していると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと

考えられる。

そこで、本件法人等における本件口座番号等の情報管理の状況について検討する。

- d 本件口座番号等のうち参加料納入先は、特定のサッカー連盟がその主催するサッカー選手権大会の参加チームに対して参加料の振込先を指定する趣旨で大会の要項に記載したものであり、また、負担金振込先は、特定のスポーツ協会が身体障害者競技の国際大会に派遣が決定した選手に対して一部負担金の振込先を指定する趣旨で、選手を派遣する都道府県等にあてた派遣選手決定通知文書に記載したものである。

こうした本件法人等の性格及び記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであると考えられる。

このような情報管理の実態にかんがみると、本諮問案件においては、本件口座番号等を原則として本件法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。

- e 不服申立人は、食糧費支出に係る情報公開に関する訴訟で口座番号等の情報を非公開としたことを不当とした最高裁の判決があり、神奈川県でも公開した事例があるので、本諮問案件においても同様に判断して公開すべきである旨主張している。しかし、上記の最高裁の判決（平成14年9月12日判決）及び当審査会における答申事例は、不特定多数の者が常に新規にその顧客となり得る飲食業者等の業種に係る事案であって、当該法人等の口座番号等を請求書等に記載して顧客に交付することにより、これが不特定多数の顧客に知られることを容認して、そうした状態に置いている状況にあると判断されたものであったが、本諮問案件においては、そのような状況は認められないため、本諮問案件の判断には影響しないものとする。

- f ただし、本件口座番号等のうち、口座名として記載された団体名

については、いずれも本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

g 以上のことからすると、本件口座番号等は、口座名として記載された団体名を除いて、これを公開することにより、本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第2号ただし書該当性について

条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

しかし、本件口座番号等は、上記(ア)で述べたように、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

ウ 条例第5条第4号該当性について

(ア) 条例第5条第4号は、「県の機関又は国等の機関又は独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

(イ) 本号に掲げられている情報は、該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

(ウ) 実施機関は、試験問題点検協力者の氏名について、大学入試センターから、センター試験の公正性確保のため、所属長その他一定範囲の

関係者以外には非公開として取り扱うよう依頼されており、また、過去の試験問題点検協力者の氏名が判明すると、今後の試験問題点検協力者が類推されることにより試験の適正な遂行の支障になるおそれがあるため、本件試験問題点検協力者名等は公開することによりセンター試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号に該当すると説明している。

(エ) 大学入試センターは、平成13年4月1日から独立行政法人となっているが、条例第5条第4号のうち、独立行政法人に係る規定の部分は平成14年10月22日に改正されたものであり、同日以後になされた公開請求について適用されることとなっているため、本諮問案件はこれには該当しない。

しかし、大学入試センターは、国立学校設置法の改正によって昭和52年に国の機関として設置されていることからすると、同センターは公開請求時点においては国の機関であったことが認められる。したがって、センター試験に係る事務は、条例第5条第4号本文の「国等の機関が行う事務又は事業」に該当すると判断する。

(オ) 当審査会で調査したところ、試験問題点検協力者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条に規定する指導主事その他の高等学校関係者のうち一定の要件を満たす者の中から選考され、センター試験問題の難易度や出題範囲に関する専門的立場からの点検業務を行うものである。このような業務の性格上、試験問題点検協力者は、センター試験実施前に試験問題の内容を知り得るなど入試に関する機密に属する事項を知り得る立場にある。したがって、試験問題点検協力者の氏名を公開すると、外部からの不正な働きかけや圧力等により、センター試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。また、職務専念義務免除申請者の職・氏名、印影及び担当科目については、これらを公開することにより、試験問題点検協力者の氏名を知り得ることになると認められる。

したがって、本件試験問題点検協力者名等は、公開することによりセンター試験に係る事務に関し、「違法若しくは不当な行為を容易に」

するおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)オの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 付言

文書管理規程によれば、保存期間が満了した保存文書は、原則として公文書館に引き渡すことになっている。本件公開拒否文書についても、保存期間が満了したときに公文書館に引き渡すべきであって、これを教育庁内で廃棄していたことは文書管理上適切でなかったといわざるを得ない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 9 月 20 日	諮問
9 月 28 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 31 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 7 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
11 月 20 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 15 年 8 月 8 日 (第 25 回部会)	審議
9 月 1 日 (第 26 回部会)	審議
9 月 4 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取 指名委員により、実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
10 月 9 日 (第 27 回部会)	審議
11 月 20 日 (第 28 回部会)	審議
12 月 18 日 (第 29 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	獨協大学教授	部会員
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
田中隆三	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀部政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成16年2月12日現在)(五十音順)